

## 政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	<p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。</p> <p>地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。</p> <p>このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営  政8-1-2：地震保険の普及  政8-1-3：地震保険検査の実施</p>
---------	---

## 政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	<p>施策8-1-1について、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策を令和2年度から実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>また、施策8-1-2については、財務省ウェブサイトの活用や、政府広報等との連携といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>なお、施策8-1-3の地震保険検査実施先数については、実績値が目標値を下回りましたが、これは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されるなど国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったことや、検査先の保険会社において、出勤者数の削減等新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じる必要が急遽生じ、検査への対応が困難との申出があったことから、やむを得ず検査を延期する措置をとったことによるものです。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。</p>
-------	--

<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>地震保険法第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。</p> <p>また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。</p> <p>なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。</p>
	<p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震再保険事業</li> </ul> <p>「今後も地震保険の目的にかなうサービスの提供に努めるとともに、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成28年熊本地震及び平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震に係る再保険金の支払をはじめ、特別会計の内容や資金の流れについても引き続き情報開示を実施する。また、地震保険制度が安定的に運営されていくよう、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、迅速・確実な再保険金の支払いを実施するとともに、民間準備金残高の回復を図る方策として、令和2年度から官民の保険料配分方法を変更し、制度の安定的な運営が行われるよう努めました。(事業番号0056)</p>

<b>施策</b>	<b>政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営</b>	
<b>測定指標(定性的な指標)</b>	[主要]政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保	
	<b>目標</b>	<p>大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対して、地震保険制度等研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度から官民の保険料配分方法を変更し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。また、地震保険制度等研究会の開催に向けて、関係者・有識者との意見交換を行い、検</p>

	討を進めました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対して、地震保険制度等研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度から官民の保険料配分方法を変更し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。また、地震保険制度等研究会の開催に向けて、関係者・有識者との意見交換を行い、検討を進めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

### 政8-1-1に係る参考情報

#### 参考指標1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高 （単位：億円）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
政府	13,250	13,457	15,202	16,970	18,970
民間	5,311	3,143	3,407	2,260	2,471

（出所）財務省ウェブサイト「令和3年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」  
[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/mof\\_budget/budget/fy2021/sankoushiryoutokkai2021.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2021/sankoushiryoutokkai2021.pdf)

#### 参考指標2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額） （令和元年度末）

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	821,205	1,286,152
2	平成28年熊本地震	平成28年4月14日	212,316	388,308
3	大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	145,664	116,217
4	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	65,427	78,346
5	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	66,493	49,443
6	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	31,018	32,408
7	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	22,066	16,973
8	平成13年芸予地震	平成13年3月24日	24,453	16,942
9	平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	12,609	14,897
10	平成19年新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	7,873	8,251

（出所）日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

<b>施策</b>	<b>政8-1-2：地震保険の普及</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組		
	<b>目標</b>	<p>財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠) ①PT報告書、②PTフォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめ、において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。また、東日本大震災から10年を迎えたことを機に日本損害保険協会が主催したオンラインセミナーを後援し、総括審議官が参加するなど損害保険業界の取組への支援や意見交換といった普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	<p>財務省ウェブサイトの活用や、政府広報等との連携といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

## 政8-1-2に係る参考情報

### 参考指標1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
普及率(注1)	30.5	31.2	32.2	33.1	33.8
付帯率(注2)	62.1	63.0	65.2	66.7	68.0

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したもの。なお、令和2年度については令和3年1月における暫定値であり、確定値については、令和3年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したもの。なお、令和2年度については、令和2年2月から令和3年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和3年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

<b>施策</b>	<b>政8-1-3：地震保険検査の実施</b>						
<b>測定指標（定量的な指標）</b>	[主要]政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移 (単位:社)						
	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	5	5	5	5	5	○
	実績値	5	5	4	4	2	
	<p>(注) 自然災害の発生により、検査先となる保険会社等において保険金支払業務を優先させるべき必要性が生じ、検査先の事情により検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。</p> <p>(出所) 大臣官房信用機構課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>地震保険の引受けを行っている保険会社等（令和2年7月時点：27社）のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、令和2年度は5社を目標値としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和2年度は、大阪府北部を震源とする地震に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、契約引受に関して適用する保険料率に誤りがないか等の着眼点から検証しました。その結果、損害認定の根拠書類の保存が不十分である事案等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されるなど国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったことや、検査先の保険会社において、出勤者数の削減等新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じる必要が急遽生じ、検査への対応が困難との申出があったことから、検査を延期する措置をとりました。その結果、令和2年度中に地震保険検査を実施できなかった検査先があり、実績値が目標値を下回りましたが、やむを得ない事情によるものであることから、達成度は「○」としました。</p>						
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成						
<b>評価の理由</b>	<p>令和2年度は実績値が目標値を下回りましたが、これは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されるなど国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったことや、検査先の保険会社において、出勤者数の削減等新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じる必要が急遽生じ、検査への対応が困難との申出があったことから、やむを得ず検査を延期する措置をとったことによるものです。以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>						

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組みを進めるとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

<b>政策目標に係る予算額</b>	区 分		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	186,845,740	201,090,008	123,811,065	107,343,635
		補正予算	—	—	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	186,845,740	201,090,008	N. A.	
執行額 (千円)	13,045,609	7,155,975	N. A.			

(概要)  
 民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費  
 (注1) 令和2年度「繰越等」、「執行額」等については、令和3年11月頃に確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定。  
 (注2) 予算の主な減要因は、民間危険準備金残高の回復を図る方策の実施により、一時的に官民の保険料配分を変更しているため、再保険料収入が減少することによるものです。

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	地震保険普及率等の状況: 「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」(日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構)
----------------------------------	--

<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策を、令和2年度から実施しました。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。</p> <p>また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------	--

<b>担当部局名</b>	大臣官房信用機構課	<b>政策評価実施時期</b>	令和3年6月
--------------	-----------	-----------------	--------